

舟運定期航路事業の許可について

民間事業者による一般旅客定期航路事業について、下記のとおり、国土交通省関東運輸局から、海上運送法第3条第1項に基づき許可を受けた旨報告があった。

記

1 事業者

株式会社東京湾クルージング

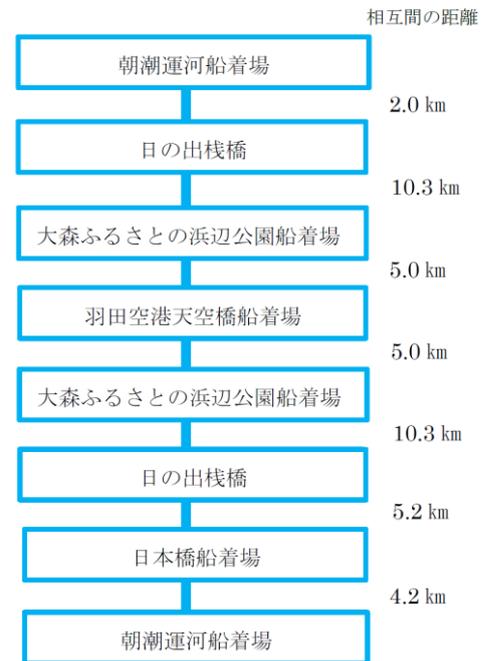
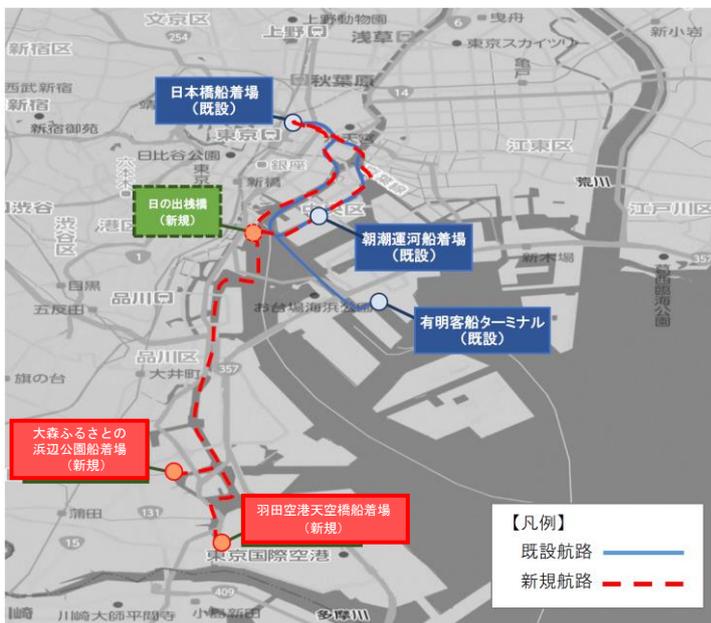
2 許可日

令和2年2月20日

※許可条件として、運航開始前において関東運輸局長の安全確認検査を受けることとなっているが、3月16日に検査を受け合格している。

3 事業計画

(1) 運航ルート



(2) 運航旅客船

エスエス NAN03 (屋根無し、旅客定員 27 名、5 トン未満)

4 大田区内船着場

大森ふるさとの浜辺公園船着場

羽田空港天空橋船着場